

(第20号議案)

中野区障害者福祉手当条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略) (支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 第二種手当は、次の各号に掲げる要件を備えている者に支給する。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する程度の障害を有すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 精神障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級のうち、1級であること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>第4条~第14条 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 (略) (支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 第二種手当は、次の各号に掲げる要件を備えている者に支給する。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する程度の障害を有すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>第4条~第14条 (略)</p> <p>付則 (略)</p>